

株主からの提訴請求に対して不提訴判

断をした監査委員の任務懈怠責任 が否定された事例

東京地判平成二八年七月二八日金判一五〇六号四四頁
東京高判平成二八年二月七日金判一五一〇号四七頁

竹 田 奈 穂

第一 事案の概要と判旨

一 事案の概要

原告Xは、訴外A社（株式会社東芝）の株主であり、A社の従業員であった者である。被告Y₁ないしY₄（以下、「Yら」という）は、平成二六年会社法改正前の委員会設置会社であったA社の監査委員であった者である。

A社は、訴外B研究組合を介して、独立行政法人である訴外C機構から、経済産業省が補助金を支給する研究委託

業務を受託していた（以下、「本件再委託業務」という）。平成七年八月二八日、B組合は、C機構から委託料の支払を受け、A社に対し、本件再委託業務にかかる委託料を支払った。しかし、このうちの一部は、A社がB組合に対し本件再委託業務の一部にかかる労務費を過大に請求したことによるものだった（以下、A社が過大請求を行って労務費を受領したことを「本件不正行為」という）。

平成一三年一月二三日、A社は、本件不正行為があったことが発覚したとして、受領した委託料の一部である五〇八万九二七〇円を返還する旨をB組合に対して申し入れたが、その後、新聞各紙で報道がなされ、C機構は本件不正行為について調査を行った。その結果、C機構は、①B組合に対し、A社が分担していた本件再委託業務にかかる過払金（人件費相当額の全額）一〇六〇万三四六円の返還およびこれに対する法定利息の支払を求め、②A社に対し、平成一四年度から一六年度までの間、C機構の事業に関する新たな委任契約および補助金交付を行わないこととし、③B組合およびA社に対し、再発防止措置の取りまとめとその報告を求めることとし、ホームページで公表した上、A社に対して通知した。A社は、C機構のこれら①から③を受け入れ（以下、「本件受人行為」という）、遅くと

株主からの提訴請求に対して不提訴判断をした監査委員の任務懈怠責任が否定された事例

一

も平成一四年八月九日までに、B組合に対して前記①の全額を支払い、B組合は同日、C機構に対して同額の支払を行った。

Xは、平成二四年四月三〇日付け提訴請求書により、A社Y₂宛てに、本件不正行為当時の取締役P₁、P₂、P₃（以下、「P₁ら三名」という）に対し損害賠償請求の訴えを提起するよう、請求した（以下、「第一次提訴請求」という）。A社の監査委員会は、調査委員会を設置し、資料の調査やP₁ら三名から事情を聴取し、弁護士からも意見書を徴取して検討を行った。そして、P₁ら三名に善管注意義務違反は認められず、Xが主張する損害も、そもそもその発生自体に嫌疑がありP₁ら三名の行為によって生じたとは認められないとして、同年七月四日、P₁ら三名に対する責任追及の訴えを提起しない旨をXへ通知し、また同人等への責任追及の訴えも提起しなかった。この不提訴理由通知書を受け取った後、Xは、その後直ちに株主代表訴訟を提起することとはなかった。

平成二五年三月二七日になって、Xは、今度はA社の監査委員会宛てに、本件不正行為および本件受入行為時の取締役P₄、P₅、P₆、P₇を含む二二名に対し損害賠償請求の訴えを提起するよう、請求を行った（以下、「第二次提訴請

求」という）。これに対し、A社の監査委員会は、同年五月二三日、取締役等に対する責任追及の訴えを提起しない旨をXへ通知し、また同人等への責任追及の訴えも提起しなかった。そこでXは、同年八月五日、東京地裁に対し、P₁、P₂、P₃、P₄、P₅、P₆、P₇（以下、「元取締役七名」という）を被告として、本件不正行為を行い、これが発覚した後に、早期の募引きを図るために本来返還する必要のない金銭までC機構に返還し、結果としてA社は損害を被ったとして、代表訴訟を提起した。しかし東京地裁は、X主張の損害に係る損害賠償請求権はいずれも同訴訟の訴え提起前に消滅時効が完成しているとして、平成二六年二月六日に訴えを棄却し、同判決は確定した。²⁾

Xは、平成二六年三月三一日付け提訴請求書により、A社の代表執行役宛てに、Xから提訴請求書を受領しながら取締役等に対して損害賠償請求を行わなかったY₄らを含む監査委員らに対し、損害賠償請求の訴えを提起するよう請求した（以下、「第三次提訴請求」という）。同代表執行役はこれに対し、同年五月二七日、監査委員等に対する責任追及の訴えを提起しない旨をXへ通知し、また同人等への責任追及の訴えも提起しなかった。そこでXが、Y₄らに対し、元取締役七名は損害賠償義務を負うところ、Y₄らはX

の提訴請求を受けながら善管注意義務・忠実義務に違反して提訴しなかったため、A社に損害を被らせたとして、会社法四二三条、三三〇条、民法六四四条、会社法三五五条に基づき、同損害の一部である五億九二〇万四一九円（損害の内訳は、過大請求した労務費と実際にC機構に返還した金額の差額である五五・一三九七六円、C機構に対して支払った遅延損害金三六八万六四四三円、平成十四年度から平成十六年度までの三年間C機構の事業を委託できなかったことによる損害の一部として五億円）および遅延損害金の支払を求める代表訴訟を提起したのが本件である。

二 争点

(一) 第三次提訴請求は権利の濫用に当たり、本件訴えは会社法八四七条一項ただし書の訴訟要件を欠くといえるか。

(二) 第三次提訴請求は、「請求を特定するのに必要な事実」（会社法八四七条一項本文、同法施行規則二一七条二号）を記載した書面によるものといえるか。

(三) 元取締役七名の善管注意義務・忠実義務の違反の有無。

(四) Pは、本件受入行為につき責めに帰すべき事由がない

株主からの提訴請求に対して不提訴判断をした監査委員の任務懈怠責任が否定された事例

いといえるか。

(五) 提訴請求を受けながら直ちに訴え提起等をしなかったYらの善管注意義務・忠実義務の違反の有無。

(六) 損害。

三 判旨（第一審請求棄却・控訴審控訴棄却）

(一) 争点（二）について

△第一審判決（控訴審でも全て引用された）▽

「会社法八四七条三項は、：株主に代表訴訟提起権を付与しているものの、これを義務付けているわけではなく、他に、株主が取締役に対する損害賠償請求権の消滅時効の完成を阻止すべき義務を課す規定はないのみならず、取締役の会社に対する損害賠償債務の消滅時効がいつ完成するかを株主が正確に把握することは必ずしも容易ではないことをも併せ考慮すると、Xが、A社の元取締役七名に対する損害賠償請求権の消滅時効の完成前に時効中断の措置を講じなかったことをもって、本件監査委員会ないし監査委員が時効中断の措置をとらないとの対応を決めたことに同意・同調したということはできないものといふべきである。したがって、：Xの主張が自己矛盾の主張に当たるといふことはできず、その態度が訴訟上の信義則に違反するとい

うこともできないのであって、結局、Xの代表訴訟の提起が権利の濫用に当たるということはできない。：Xの目的ないし主観的意図が、A社及びその役員に無用な負担を課すことやこれらの者に対する不満や憤りの念を晴らすことにあると断ずることはできず、他にこれを認めるに足りる証拠はない。」

(二) 争点(二)について

△第一審判決(控訴審でも全て引用された)▽

「提訴請求書には、「請求を特定するのに必要な事実」を記載することが法定されているところ(会社法八四七条一項本文、会社法施行規則二一七条二号)、ここでいう「請求を特定するのに必要な事実」とは、請求を理由付ける攻撃方法としての請求の原因(民事訴訟規則五三条一項)ではなく、請求を特定するために必要な事実、すなわち、いわゆる特定請求原因をいうものと解される(同項かつこ書)。：Xから提訴請求を受けながら、請求対象者である取締役に対して責任追及の訴えを提起しなかった監査委員であるYらには、善管注意義務の違反があることが記載されていることが認められるから、第三次提訴請求に係る提訴請求書には、いわゆる特定請求原因が記載されているも

のというべきである。」

(三) 争点(三)・(四)・(五)について(争点(六)は判断されていない)

△第一審判決▽

「委員会設置会社が、会社法八四七条一項の規定により、取締役の責任を追及する訴えの提起を請求される場合においては、原則として、監査委員が当該委員会設置会社を代表し(平成二六年法律第九〇号による改正前の会社法四〇八条三項一号)、同訴えを提起する場合には、監査委員会が選定する監査委員が当該委員会設置会社を代表すると規定されている(同条一項二号)から、監査委員会は、このような提訴請求を受けた場合には、訴えを提起するか否かを判断・決定する権限を有するものと解される。この場合、監査委員会を構成する監査委員は、取締役の責任追及のために訴えを提起するか否かについて、善管注意義務・忠実義務：を負いつつ判断・決定することになる。その際、監査委員の善管注意義務・忠実義務の違反の有無は、当該判断・決定時に監査委員が合理的に知り得た情報を基礎として、同訴えを提起するか否かの判断・決定権を会社のために最善となるよう行使したか否かによって決するのが相当

であるが、少なくとも、責任追及の訴えを提起した場合の勝訴の可能性が非常に低い場合には、会社がコストを負担してまで同訴えを提起することが会社のために最善であるとは解されないから、監査委員が同訴えを提起しないと判断・決定したことをもって、当該監査委員に善管注意義務・忠実義務の違反があるとはいえないものと解するのが相当である。」

「Yらの認識していた上記事情の下では、部下職員からの報告を疑うべき特段の事情のない限り、当該報告を信頼して行動したP₁に善管注意義務・忠実義務の違反があるということとはできないと解するのが相当であり、本件において、当該報告を疑うべき特段の事情を認めるに足りる証拠はないから、P₁にはX主張の監督義務（本件過大請求の是正過程が適切に行われているか監督する義務）ないしその不履行があるということとはできないものというべきである。また、P₁：「の」本件不正行為を取締役に報告すべき義務（会社法三六三条二項）が履行されていれば、本件受入行為がされず又原告主張の：損害が発生しなかったと認めることはできない。さらに、Yらは、①P₁が本件不正行為の存在を知り、直ちに社内関係職員に対して是正措置を指示した、②本件不正行為の行為者である：担当課長

二名に対しては懲戒処分がされ、その上司である：担当部長は訓戒の処分がされ、：所長からは始末書を徴求した：③A社には、もともと、受託研究費の請求に関するマニュアルが存在した、④担当事業所の所長は、本件過大請求の調査の過程で：関係職員に注意を促しているなどの事情を認識していたことも認められる。：これらの事情の下では、Yらが、A社は通常想定される不正行為を防止し得る程度の管理体制を備えていると判断したことは相当であるといふべきである。：P₁にX主張の内部統制整備の義務の違反があるということとはできないから、Yらが、P₁に対する責任追及の訴えを提起したとしてもその勝訴の可能性が非常に低いと判断したことは合理的である。」

「Yらの認識していた上記事情の下では、（P₂の本件過大請求の是正過程が適切に行われているか監督する義務、本件不正行為を取締役に報告すべき義務、代表取締役としてA社の内部統制を整備する義務）：の存在ないしその不履行を認めることができないことは、前記に認定・説示したところと同様であるから、Yらが、同訴えを提起したとしてもその勝訴の可能性が非常に低いと判断したことは合理的である。」。なお、P₅は、：本件過大請求時点から既に長期間を経過し、A社が正当に受領し得る労務費

株主からの提訴請求に対して不提訴判断をした監査委員の任務懈怠責任が否定された事例

五

額について、C機構を納得させるに足りる証拠を提出することができなかったことや、C機構及び監督官庁である経済産業省との良好な関係を回復し維持することがA社の将来にとって最善であると考え、早期の解決を最優先に据えることとし、C機構の全額返還の要求に対して減額交渉することは得策でないと考えて当該要求を受け入れることとしたことが認められる。これらの事情によれば、P₅が本件受入行為を決断したことは、代表取締役が業務執行を行う際の裁量の範囲内であると認められるから、…P₅の任務懈怠を前提とするP₂の監督義務の懈怠の主張も理由がない。」

「P₃が、取締役兼エネルギー事業本部長として、自らの担当する部門で生じた本件過大請求につき、直接かつ具体的に指揮権を有する取締役又は使用人に対し、その是正を指示する義務及びその解決の過程を監督する義務、本件不正行為の存在を取締役に報告すべき義務、A社の代表取締役として、A社の内部統制を整備する義務を負いながら、これを怠った…と主張するが、Yらの認識していた上記事情の下では、「これら」義務の存在ないしその不履行を認めることができなことは、前記に認定・説示したところと同様であるから、Yらが、同訴えを提起したとしてもその勝訴の可能性は非常に低いと判断したことは合理的であ

「2」。

「第一次提訴請求において、P₄、P₅、P₆及びP₇は、請求対象者に含まれておらず、会社法施行規則二一七条一号の「被告となるべき者」には当たらず、不提訴判断の対象ともなっていない。…提訴請求書において、その他の取締役に対するXの提訴請求の意思が表れているとは認め難い。…なお、…第二次提訴請求は同請求権の消滅時効の完成後にされたものであり、上記四名に対して損害賠償請求訴訟を提起したとしても、その勝訴の可能性は非常に低いものである。」

△控訴審▽

原審を全て引用した上で、次のように判断を付加した。「提訴請求を受けた監査委員の善管注意義務・忠実義務の違反の有無については、当該判断・決定時に監査委員が合理的に知り得た情報を基礎として、同訴えを提起するか否かの判断・決定権を会社のために最善となるように行使したか否かによって決するのが相当である。そして、責任追及の訴えを提起した場合の勝訴の可能性が非常に低い場合には、監査委員が同訴えを提起しないと判断・決定したことをもって、当該監査委員に善管注意義務・忠実義務の違反があるとはいえないというべきである。」

「本件監査委員会は、本件過大請求、本件不正行為及びP₁ら三名による是正指示については、提訴の当否を判断するにあたり必要十分な情報に基づき正確な事実を把握し、一方、同三名のその後の対応についての認識についても、提訴の当否を判断するにあたり必要な限度の情報に基づいて認定を行い、その上で提訴の当否についての判断をしたもの（と）」いうべきである。…本件監査委員会は、本件不正行為及び是正指示については、相応の具体性を有する事実関係を把握していた：Yらは、合理的に知り得た情報を基礎として、不提訴の判断を行ったというべきである。」

第二 研究

本判決の結論に賛成する。

一 本判決の位置づけ

本件は、株主による取締役責任追及のための提訴請求に対し、平成二六年会社法改正前の委員会設置会社の監査委員が不提訴の決定をしたことが善管注意義務・忠実義務違反にあたるか判断された、初めての裁判例である。監査役、監査委員会あるいは監査等委員会が行った不提訴判断につき責任が追及された裁判例も過去に見当たらないため、今

株主からの提訴請求に対して不提訴判断をした監査委員の任務懈怠責任が否定された事例

七

後これら監査役等の不提訴判断にかかる責任の有無を検討する際も、参考になるものといえる。過去に類似の裁判例がみられないのは、監査役等が不提訴の判断を行っても、株主が代表訴訟を提起し、株主が敗訴すれば監査役等の責任は顕在化せず、株主が勝訴したとしても、監査役の不提訴判断と因果関係のある損害が何かという問題が残るためではないかと思われる。本件では、第一次提訴請求の後、損害賠償請求権の消滅時効が完成したという事情があり、このために監査委員の不提訴判断による会社の損害を観念しやす⁽³⁾い事例であったため、訴訟に発展したものと考えられる。

また、本件は、会社法八四七条一項ただし書の該当性や、提訴請求書面に必要な記載事項といった、株主代表訴訟実務で関心の高い論点について判断がなされた事例としても注目される。

二 監査委員の不提訴判断にかかる任務懈怠責任

(一) 監査委員の提訴権限

指名委員会等設置会社においては、会社と取締役との間の訴えについて、監査委員が当該訴えに係る訴訟の当事者ではない場合、監査委員会が選定する監査委員が会社を代

表し（会社法四〇八条一項二号）、代表訴訟の提訴請求を受けるのも監査委員であると定められている（同条五項一号）。この監査委員が所屬する監査委員会は、組織として監査その他の権限を果たす機関であることから、法は、訴えを提起するかしないかの決定権限を、監査委員会に付与していると解されており、⁽⁴⁾本判決もこの考えに従っているようである。

提訴請求を受けた監査委員（会）は、善良なる管理者の注意にしたがって、六〇日以内に訴えを提起するかしないかを検討し、不提訴の判断を行う場合には、遅滞なく、いわゆる「不提訴理由書」を請求者に対して通知しなければならない（八四七条四項）。そして、取締役の責任又は義務の有無についての判断とその理由、また責任又は義務があると判断したにもかかわらず不提訴の判断をした場合には、その理由を不提訴理由書に記載しなければならぬとされている（会社法施行規則二二八条二号三号）。⁽⁵⁾つまり法は、監査委員会の提訴判断に裁量の余地を認めており、この裁量の範囲を逸脱して不提訴の判断を行った場合に、監査委員は善管注意義務違反の任務懈怠責任を負うことになる。

（二）提訴に係る裁量の範囲

監査委員が不提訴の判断を行う際、いかなる場合に任務懈怠となるか、その裁量の範囲が問題となる。

この点につき、学説上、（監査委員ではなく）監査役の不提訴判断についての議論が存在する。まず、取締役の責任が極めて明白でそれが重大なものである場合は、監査役が取締役の責任を追及することは監査役の権限であると同時に義務となり、⁽⁶⁾また、取締役が責任を負うと認められる場合であっても、取締役が無資力であったり賠償額が少額に過ぎ、勝訴しても会社に利益がない場合には提訴しなくても任務懈怠とはならないとする見解があり、これらについては概ね意見が一致しているようである。⁽⁸⁾さらに、可能な限りの調査をしたが責任があることを証明できさうにならない、すなわち勝訴の可能性が極めて低いといえる場合も提訴する必要はないとする点⁽⁹⁾でも見解は一致しているようである。⁽¹⁰⁾

しかし、会社の信用や評判など、高度な政策的判断を含めて会社の利益にならないと考える時に不提訴の判断ができるかについては、見解が分かれている。第一の説は、監査役の業務監査は適法性監査が中心であることを根拠に、監査役の判断は、勝訴の見込みや取締役の任務懈怠の有無

が中心となり、訴え提起により賠償が得られるメリットに比して、会社の評価が下がる等かえって会社・株主全体に有害な結果が生じうるかどうかというような、より広範で総合的な判断については否定的に解する説である。¹¹ 一方で、第二の説は、取締役の責任の一部免除について監査役には同意権が付与されおり（四二五三条三項一号、四二六条二項、四二七条三項）、これは会社（株主）の利益に合致するかどうかを基準として判断すべき妥当性監査の領域に属するものであるから、これとの均衡から、監査役に政策的理由による不提訴を許容すべきとの説である。¹² もっとも、この第二の説のように、監査役に政策的理由による不提訴を認めるときであっても、取締役の義務違反に基づく責任についていわれるような経営判断原則は適用されないとの指摘もある。¹³

このような監査役についての議論が、監査委員についても同様にあてはめられるかについては、次のように考えられている。まず、監査役の裁量の範囲について前記第二の見解に立った上で、会社として取締役に對する責任追及を行うか否かを判断する場面で、機関形態による違いを生じさせるべきではないとする見解がある。¹⁴ また、監査役の裁量の範囲についていずれの見解によるとしても、監査委員

会による監査には適法性監査のみならず妥当性監査も含まれ、その構成員たる監査委員は、まさに取締役として会社の最善の利益を考慮すべき立場にあることから、政策的理由による不提訴を認めるべきとする見解がある。¹⁵

取締役の責任一部免除は、監査役に同意権はあるもののあくまで一部の免除であるうえ、監査役は取締役等が仲間内で責任を免除し合っていないかどうかの観点から判断を行うものである。¹⁶ 一方で、責任追及を行うか否かの決定は、監査役が取締役等の責任の有無を直接的に判断するものであることから、私見では、直ちに同意権の制度との均衡から監査役に政策的理由による不提訴の裁量を認めることには躊躇を覚える。もっとも、監査委員については、取締役会の一員であることから、その判断に政策的判断が伴うことは、制度設計上必然であり、将来的な企業戦略を踏まえた上で提訴の判断ができると考える。このように考えると、監査役と監査委員とで、取締役等に対する責任追及を行うか否かの基準を異にする可能性が生じる（監査役（会）設置会社の方が不提訴の判断が行われにくくなる）が、監査役の不提訴による会社（株主）の利益の保護は、本来的には代表訴訟によってまかなうことが可能であるため、これらの差異は機関設計の選択から生じる帰結であると考え

株主からの提訴請求に対して不提訴判断をした監査委員の任務懈怠責任が否定された事例

九

ことができるように思われる。

本件第一審および控訴審判決は、「勝訴の可能性が非常に低い場合には」と限定して、本件の監査委員の不提訴にかかる善管注意義務違反を否定している。これは、前述のように、監査役の裁量の範囲としても学説上一致して認められており、監査委員にもこの場合に不提訴が認められることに異論はないところである。一方で、第一審判決および控訴審判決は、ともに監査委員の善管注意義務違反の有無は、「会社のために最善」の判断を行ったといえるかどうかを基準とするとし、勝訴の可能性が非常に低いとはいえない場合、すなわち取締役の責任が認められると判断した場合の、政策的理由による不提訴の裁量を認める余地を、明示的ではないものの残しているものと解される。この場合に裁判所が監査役あるいは監査委員の善管注意義務違反を否定するかどうか、今後の裁判例が待たれるところである¹⁷。

(三) 不提訴判断の場面と判断基準

本件は、監査委員が取締役等に責任がないと判断した事案(会社法施行規則二一八条二号に該当)であり、責任があると判断したにもかかわらず不提訴(同条三号)とした

事案ではない。(監査役を含め)監査委員等のする不提訴判断は、①取締役の責任の有無を判断する段階と、②取締役に対し訴えを提起するか否かを判断する段階の二段階に分かれる。前述した裁量の範囲に関する議論は、②の段階についてのものである。本件のように取締役に善管注意義務違反がないと①の段階で判断したために②の段階で不提訴と判断することには、政策的理由による判断は介在しないだろう¹⁸。学説では、この場合には訴え提起の判断をする¹⁹ことが善管注意義務違反になりうるとの指摘もある。したがって、本件では、①の段階の判断について、監査委員等に善管注意義務違反がなかったかが問題となる。この点、監査委員等は法律専門家ではないのだから、責任なしとする事実評価が、結果的に法的評価として正当なものであることまでは必要ではないであろう。よって、①の段階では、監査委員等の収集した情報が十分なものであったか、その情報に基づく責任なしとの判断およびその判断過程に合理性があるか否かが基準になると考える。

本件第一審および控訴審判決は、「当該判断・決定時に監査委員が合理的に知り得た情報を基礎として、同訴えを提起するか否かの判断・決定権を会社のために最善となるよう行使したか否か」という基準を示して、①の段階と、

②の段階を区別していない。ここでの、「会社のために最善となるよう行使したか」というのは、監査委員の不提訴判断に裁量が認められることを前提として、その権限行使の全体について述べるものであるから、前述のように①の段階と②の段階で、監査委員等の善管注意義務違反の有無の判断基準を分けて考えることは矛盾しないように思う。

本件第一審判決は、Yらが認識していた事実について詳細な認定を行ったうえで、P₁ら三名に善管注意義務違反があったとはいえないこと又は損害との因果関係が認められないことから、Yらが勝訴の可能性が非常に低いと判断したことに善管注意義務違反はないとしている。その際、裁判所は、Yらの認識していた事実をもとに、自らP₁らの責任の有無を検討しており、Yらの①の段階における判断が合理的であったどうかを直接的に検討していない。これは、P₁らには法的評価としても善管注意義務違反が認められないため、Yらの①の段階での判断の合理性を判断するまでもなく、②の段階における不提訴の判断に合理性はあると考えたためであろう。しかし、Yらの認識していた事実が十分ではなかった場合や、Yらの判断過程に問題がある場合には、①の段階での判断に合理性は認められないことになる。本件控訴審では、Yらの情報収集は十分であったと

判示されており、第一審判決での検討が不十分であったことがうかがわれる。さらに本件第一審は、Yらが、調査にあたり、調査委員会を設置し、弁護士らから意見書を聴取した点を認定している。これらは、Yらの判断の独立性を担保する事情として位置づけることができるため、判決もより直接に判断過程の合理性を認定するべきであったように思われる。

第一審および控訴審判決が、P₁ら三名に善管注意義務違反があったといえないとした結論については賛成する。しかし、P₁ら三名の内部統制構築義務を述べる部分については、認定された事実は、受託研究費の請求に関するマニュアルの存在という事実以外は、本件不正行為後の事実であって、本件不正行為を未然に防止するための内部統制が構築されていたかどうかは判断されていない点に疑問を感じる。もともと、Yらの判断は法的評価として正当であることまでは必要ではないのだから、Yらの善管注意義務違反を否定する理由としては、これで十分なようにも思われる。

三 八四七条一項但書該当性

会社法八四七条一項但書は、制定以前は、訴権の濫用として理解されていた類型の一部を明文化したものである。²¹⁾

株主からの提訴請求に対して不提訴判断をした監査委員の任務懈怠責任が否定された事例

この規定は、それ以外の濫用的な訴訟について、従前の訴権の濫用の法理を排除する趣旨ではないと説明されている。²²⁾

一般に、訴権の濫用とは、制度的又は公共的な見地から訴訟行為の効力を制限するものであり、訴え提起の時期および従来の紛争の経緯などを考慮して、原告が訴訟物についての紛争解決を求める正当な利益を有しないと認められる場合に、これに該当するとされている。²³⁾ もつとも、民事訴訟法学界においては、裁判を受ける利益の保障（憲法三二条）との関係で、訴権の濫用を認めるのは慎重であるべきと考えるのが主流のようである。²⁴⁾ 会社法立案担当者の説明でも、同条文は、「株主若しくは第三者の不当な利益を図り又は当該株式会社に損害を加える」のが唯一の目的であるというような極めて限定的な場合を想定しているように思われる。²⁵⁾ 過去に訴権の濫用が認められた事例には、有限会社の旧経営者が会社に対する支配を不当に回復しようとした決議不存確認の訴え、²⁶⁾ 会社から金銭的利益を喝取するといふ純然たる個人的な利益を得るためになされた代表訴訟²⁷⁾ などがあるが、いずれも訴えを利用してもつぱら他の不当な目的を達成しようとする場合に限られている。²⁸⁾

本件でYらが訴権の濫用にあたと主張したのは、Xの

訴え提起は、自己矛盾の主張であること、会社やその役員に無用の負担を課し、彼らに対する不満や憤りの念をほらす意図であることである。このうちまず、後者については、本件不正行為の事後処理の方法がXに対して明らかにされていないため、XがA社からの回答に満足できず、繰り返し本件不正行為の調査や是正の要求を行ったというのであるから、Xに会社の利益を図る意図はあったといえる。したがって、Yの主張を認めず、会社法八四七条一項但書に該当しないとされた裁判所の判断は正当である。しかし、前者の自己矛盾の主張については、そもそも訴権の濫用として判断される性質のものであるか疑問がある。Yの主張は、Xが監査委員の時効中断の措置をとらないとの判断に同意・同調したにもかかわらず、その判断が善管注意義務・忠実義務に違反したと主張することは自己矛盾であるというものであるが、仮にXが同意・同調していたとしても、これは、訴訟の中で主張されたXの実体権の濫用に当たるか否かと判断されるべき性質のものであって、訴権の濫用という訴訟要件の問題として判断されるものではないのではないだろうか。同意・同調したことをもって、（監査委員らに対する）不提訴の合意があったと構成したとしても、やはり訴権の濫用ではなく、訴えの利益の問題として判断

されるべきものである²⁹。もつとも、いずれにしても本件では、株主に代表訴訟を提起する義務はないとして、Xの同意・同調を認定しなかった裁判所の判断は正当であったと考えるため、訴え却下としなかった結論には賛成する。

四 提訴請求書面の記載事項

会社法は、提訴請求書に記載すべき内容として、「請求を特定するのに必要な事実」(会社法施行規則二二七条二号)と規定しており、これを具体的にどの程度記載するかにつき解釈が待たれていたところ³⁰、本判決がそれを示したことは、大きな意義を有する。

平成一七年会社法制定前の旧商法下において、裁判所は、一般の株主は役員等の違法行為の具体的な内容、損害の範囲を正確に知り得ない場合も多いため、請求原因事実を漏らさず記載することを要求されておらず、当該事案の内容、会社が認識している事実等を考慮し、会社において、いかなる事実・事項について責任の追及が求められているか判断しうる程度に特定されていれば足りると解していた³¹。本判決のいう特定請求原因は、訴状の必要的記載事項(民事訴訟法一三三条二項、民事訴訟規則五三条一項)として要求される、請求を特定するのに必要な範囲の事実であり、

株主からの提訴請求に対して不提訴判断をした監査委員の任務懈怠責任が否定された事例

権利の発生原因などの主要事実を意味する「請求を理由づける事実(民事訴訟規則五三条二項)」ではない。したがって、本判決も、請求原因事実を漏らさず記載することを要求しない、前記旧商法下における判例の考え方を、そのまま踏襲しているものと思われる。提訴請求を受けた者が、訴えを提起するか否か判断する際に提訴請求者の意図を知るには、この程度の記載で必要十分であると思われるうえ、提訴請求者は、その後の代表訴訟によって訴状に必ず記載しなければならぬ事項でもあるから、提訴請求者に対し過度の負担を強いているものとも思われない³²。よって、本判決は、妥当な判断であると考ええる。

本件では、提訴請求書に、「Xから提訴請求を受けながら、請求対象者である取締役に対して責任追及の訴えを提起しなかった監査委員であるYらには、善管注意義務の違反がある」ことが記載されているのだから、これによって請求は特定されているものといえ、裁判所の判断は正当である。

以上

(1) 本件第一審判決の評釈として、山下徹哉「判批」法学教室四三六号(二〇一七年)一四〇頁、弥永真生「判批」ジュリスト一五〇一号(二〇一七年)二頁、一ノ澤直人「判批」法学セミナー

- 増刊・新判例解説 Watch 110号(11017年)一五五頁、山田泰弘「判批」金判一五五号(11017年)二頁、前田雅弘「判批」私法判例リマークス五五号(11017年)七八頁がある。また、本件控訴審判決の評釈として、尾関幸美「判批」法律の広場 Vol.70 No.6(11017年)六四頁、高橋均「判批」ジュリスト 一五110号(11017年)一四四頁がある。
- (2) 東京地判平成二六年二月六日判例集未搭載(平成二五年)ワ第二〇六九五号)。
- (3) 前田・前掲注(1)八〇頁、山下徹哉・前掲注(1)一四〇頁、一ノ澤・前掲注(1)一五六頁。
- (4) 岩原紳作編『会社法コメンタール(九)』(商事法務、二〇一四年)一三五頁〔伊藤靖史〕。
- (5) これに対し、本件でXが主張したように、監査役又は監査委員が取締役の責任を追及することは権限であると同時に義務であると考えられる説が、商法旧二七五条ノ四条について存在した(上柳克郎『鴻常夫』竹内昭夫編『新版注釈会社法(六)』(有斐閣、一九八七年)四七四頁〔鴻常夫〕)。しかし、平成一七年会社法改正によって現行の不提訴理由書制度が導入されて以降は、監査役又は監査委員(および平成二六年改正以降の監査等委員)に提訴についての裁量が認められたと考えることに異論はないようである。
- 岩原・前掲注(4)一三五頁〔伊藤靖史〕、松山三和子「不提訴通知制度の意義と監査役職務」月刊監査役五六一号(二〇〇九年)六一頁。
- (6) 山下友信「取締役の責任・代表訴訟と監査役」同『商事法の研究』(有斐閣、二〇一五年)九二頁(初出・商事法務一三三六号(一九九三年)一一頁〜一六頁)。この見解は、監査役が取締役の責任を追及することは監査役の権限であると同時に義務であると
- とする前掲注(5)の見解を根拠に、監査役の提訴「義務」を認めその判断基準を明らかにするものと評されている。出口正義「監査役の訴訟代表権と株主代表訴訟」『田村諄之輔先生古稀記念・企業結合法の現代的課題と展開』(商事法務、二〇〇二年)一六四頁。
- (7) 山下友信・前掲注(6)九二頁。
- (8) 前田・前掲注(1)七九頁、山下徹哉・前掲注(1)一四〇頁、相澤哲『葉玉匡美』郡谷大輔『論点解説 新・会社法』(商事法務、二〇〇六年)三五一頁。もつとも、近藤光男「監査役義務と責任」商事法務一三八三三号(一九九五年)七頁は、会社にとって当面はマイナスであっても、長い目で見てあるいは責任の抑止の効果から考えて、監査役が提訴すべき場合は少なくないはずであると述べている。
- (9) 山下友信・前掲注(6)九二頁。
- (10) 前田・前掲注(1)七九頁、山下徹哉・前掲注(1)一四〇頁、相澤他・前掲注(8)三五二頁。山田・前掲注(1)は、取締役等に責任がないと考える場合は、不提訴とする判断以外の選択肢はなく、その意味では裁量もなく、調査が適正に行われ、合理的に知り得た情報を基礎として行われているのであれば、善管注意義務・忠実義務に反しないとする。
- (11) 近藤光男「代表訴訟と監査役機能」同『株主と会社役員をめぐる法的課題』(有斐閣、二〇一六年)九七頁、出口・前掲注(6)一七五頁。
- (12) 江頭憲治郎『株式会社法(第六版)』(有斐閣、二〇一五年)四七七頁注二三、五二七頁注六、前田・前掲注(1)八〇頁、一ノ澤・前掲注(1)一五八頁注二八、松山・前掲注(5)六二頁。
- (13) 今井宏『株主総会の理論』(有斐閣、一九八七年)二七四頁。

(14) 前田・前掲注(1) 八〇頁、山田・前掲注(1) 六頁。

(15) 岩原・前掲注(4) 一二六頁〔伊藤靖史、前田・前掲注(1) 八〇頁〕。

(16) 江頭・前掲注(12) 四七七頁注二は、この場合の監査役の善管注意義務は、責任免除が大局的に見て会社(株主)の利益に合致するか否かが基準であるとする。この見解は、監査役の同意権を監査役の業務監査権限の現れとみるものと思われる。一方で、監査役に同意権を付した制度趣旨は、取締役等のなれ合いの危険を防止することにあるとも説明され、岩原・前掲注(4) 三〇三頁―三〇四頁〔黒沼悦郎〕は、どちらの考え方によっても、監査役の同意権の制度を完全に説明することは難しいとしている。

(17) なお、過去の裁判例として、第三者に対する損害賠償請求権を行使しなかった取締役の善管注意義務違反が判断された、東京地判平成一六年七月二八日判タ一二二八号二六九頁および同判タ一二二八号二八〇頁があり、取締役の不提訴判断にかかる善管注意義務違反の判断基準が示されている。しかし、この裁判例は、債権の回収という取締役の純然たる経営判断の合理性を問うものであって、監査役ないし監査委員のする役員責任追及の場面とは、「不提訴」という点では一致するものの、質的に異なる判断を評価するものである。したがって、本件の評釈にあたり、先例として比較対象に挙げるべきではないと思われる(一ノ澤・前掲注(1) 一五七頁、尾関・前掲注(1) 七〇頁)。前田・前掲注(1) 八一頁は、訴えの提起が会社の最善の利益になるかどうかの判断は、損害賠償請求権が取締役に対するものであるか第三者に対するものであるかによって、その基準を区別すべき理由はないとしている。

株主からの提訴請求に対して不提訴判断をした監査委員の任務懈怠責任が否定された事例

一五

(18) 一方で、責任があると判断したにもかかわらず不提訴とすることには、前述の政策的理由による不提訴の議論が妥当するよう
に思う。

(19) 前田・前掲注(1) 八二頁、山田・前掲注(1) 六頁は、この場合是不提訴と判断する以外の選択肢はなく、その意味では裁量もないとする。

(20) 高橋・前掲注(1) 一七七頁は、事案によっては、調査段階における中立的第三者による調査委員会の設置とその判断を活用する等の調査の適切性が、監査役等の善管注意義務違反の有無を判断する上で重要視されるべきとする。

(21) 相澤他・前掲注(8) 三五〇頁。

(22) 相澤哲編『二問一答 新・会社法(改訂版)』(商事法務、二〇〇九年) 二四三頁。

(23) 伊藤眞『民事訴訟法(第四版)』(有斐閣、二〇一四年) 三二七頁。

(24) 中野貞一郎⇨松浦馨⇨鈴木正裕『新民事訴訟法講義(第二版補訂版)』(有斐閣、二〇〇六年) 二八頁、高橋宏志『重点講義・民事訴訟法(下)(補訂版)』(有斐閣、二〇〇六年) 二三頁。山本和彦『訴訟上の権能の濫用(二)―訴権の濫用』(裁判昭和五三年七月一〇日の解説)『新堂幸司⇨青山善充⇨高橋宏志』(民事訴訟法判例百選Ⅰ〔新法対応補正版〕別冊ジュリスト一四五号(一九九八年) 一七頁は、訴権の濫用が現実用いられている場面の多くは、理論上は、提訴期間、実体権の濫用、不法行為の違法性、判決の効力などのその他の制度や要件の問題に還元できるのであり、制度の不備の補正や説明の落ち着きの良さのために、あえて訴権の濫用の語が使われているように見うけられるとしている。

(25) 相澤・前掲注(22) 二四五頁。

- (26) 最判昭和五三年七月一〇日民集三三卷五号八八八頁。
- (27) 長崎地判平成三年二月一九日判時一三九三号一三八頁。
- (28) 尾関・前掲注(1)六七頁。なお、東京地判平成二六年三月二七日判例集未搭載(平成二四年(ワ)第二七二二三号)は、被告に対する私怨を晴らすことが唯一の目的であったとはいえないとして訴権の濫用を否定している。
- (29) 中野他・前掲注(24)一三五頁。これに対し、新堂幸司『新民事訴訟法(第五版)』(弘文堂、二〇一一年)二六二頁は、訴え提起行為自体を不法とする訴訟上の取り扱いを可能と考える余地はあるとする。
- (30) 東京地方裁判所商事研究会編『類型別会社訴訟Ⅰ(第三版)』(判例タイムズ社、二〇一一年)二八二頁。
- (31) 東京地判平成八年六月二〇日判時一五七二号二七頁。
- (32) 識別説。中野他・前掲注(24)四九頁。
- (33) 山田・前掲注(1)五頁、尾関・前掲注(1)六八頁。